

令和7年6月30日

各 位

いわき信用組合
理事長 金 成 茂

業務改善命令に対する業務改善計画書の提出について

当組合は、令和7年5月29日付業務改善命令に基づき、本日、東北財務局に「業務改善計画書」を提出いたしました。

今回の一連の不祥事件により、当組合を信頼しお取引いただいていた組合員並びにお客様、地域の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

当組合は、業務改善命令を厳粛に受け止め、本日提出した業務改善計画を役職員一丸となって着実に実行してまいります。

今後、役員が率先して企業風土の抜本的な改革に取り組み、組織全体に「新生いわしん」を浸透させ、業務改善計画に掲げた各種取組を着実に進めてまいります。

また、各種取組については不断の見直しも行い、相互扶助を理念とする協同組織金融機関として、職員のみならず、組合員並びにお客様、地域の皆様の声に真摯に耳を傾け、これからも地域を支える金融機関としての役割を果たしてまいります。

今回策定いたしました「業務改善計画書」の概要は以下のとおりです。

業務改善計画

当信用組合は、業務改善命令を厳粛に受け止め、今回判明した不祥事件にかかる経営責任の明確化を図るとともに、経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部管理態勢、内部監査態勢を強化・充実し、信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

この計画を着実に推し進めるため、令和7年6月13日付で経営体制を大幅に刷新して、これまでの旧経営体制と決別いたしました。新たな経営体制のもと、異常なまでの上意下達文化や心理的安全性が欠如していた企業風土の抜本改革を進めてまいりますとともに、役職員が常に法令等遵守を念頭に置いて職務にあたることを徹底し、組合員並びにお客様本位の業務運営態勢の構築に努めてまいります。

また、組合員並びにお客様からのご意見等を真摯に受け止めるとともに、外部有識者等の知見も積極的に取り入れ、今後の当信用組合の経営・業務の改善を以下のとおり進めてまいります。本業務改善計画は、当信用組合が一日も早く組合員並びにお客様、地域の皆様からの信頼を回復するための出発点であり、今後の業務改善の状況を踏まえて不断にブラッシュアップしていく所存です。

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

1. 一連の不祥事件の発生、経営陣による長期に亘る隠蔽及び当局への事実と異なる報告に関する経営責任の明確化（責任追及を含む）
--

（1）旧経営陣の経営責任への認識及び方針

当信用組合では、前会長の役員在任期間が長期化するにつれて権限が集中し、その結果、異常なまでの上意下達が行き、心理的安全性が欠如した企業風土となるとともに、役員間の相互牽制も機能不全に陥り、ガバナンス機能の発揮を欠く状況にありました。こうした背景のもと、経営トップ主導による一連の不祥事件の発生と、長期に亘る隠蔽及び当局への事実と異なる報告を行うに至ったものと認識しております。

今後、お客様並びに組合員の皆様、地域の皆様からの信頼を回復するよう、令和7年6月13日に経営体制を刷新し、一連の不祥事件に関与した旧経営陣に対しては、次のとおり、当信用組合としての処分及び民事・刑事における責任追及を行ってまいります。

（2）役員退任慰労金の不支給及び返還請求

今回の不祥事件発覚時（令和6年10月）の常勤役員9名のうち8名（会長、理事長、専務理事、常務理事、常勤理事3名、常勤監事）は、令和7年6月13日までに辞任（うち2名は当信用組合の定款変更登記の完了日を以て辞任）しましたが、当該8名に対しては、役員退任慰労金を全額不支給といたしました。

また、今回の不祥事件発覚以前（令和6年10月以前）に退任し、第三者委員会の調査報告書により一連の不祥事件に関与していたことが判明した旧経営

陣 12 名については、経営責任追及のため支給済の役員退任慰労金全額の返還請求を行う方針であり、現在、弁護士と協議を行っております。

(3) 旧経営陣に対する民事責任の追及

一連の不祥事件に関与していた旧経営陣に対しては、損害賠償請求訴訟を提起するため、現在、弁護士と協議を進めております。

(4) 旧経営陣に対する刑事責任の追及

一連の不祥事件に関与していた旧経営陣については刑事告訴する方針であり、弁護士と協議のうえ捜査当局に相談する予定です。

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（第三者により検証する態勢の整備を含む）

(1) 特定の経営トップによる在任期間の長期化防止

当信用組合では、前会長の在任期間が長期化するなか、前会長に権限が集中することとなり、他の常勤理事による相互牽制、常勤監事による監視監督機能が十分機能せず、事実上ガバナンス態勢が欠如していた反省を踏まえ、以下の対応を実施し、適切なガバナンス態勢を構築してまいります。

① 会長制の廃止

令和 7 年 6 月 13 日開催の総代会にて、会長制を廃止することを決議し、定款変更に係る諸手続を進めております。

② 常勤役員の定年制の厳格運用及び理事長職の在任期間の制限

常勤役員の定年については、これまで理事会の承認があれば定年延長が可能となっておりましたが、今後はこれを廃止し、特定の常勤役員が長期に在任する温床とならないよう対応いたします。また、経営トップの長期在任を回避する観点から、理事長の在任期間を 6 年に制限することを定款に定める手続を進めてまいります。

(2) 理事定数の削減、常務理事の外部招聘、非常勤理事の増員及び有識者招聘による牽制機能の強化

当信用組合の理事定数については、令和 7 年 6 月 13 日開催の総代会において 6 ～ 9 名とすることを決議いたしました。

また、同日に発足した新経営体制は理事会におけるガバナンス機能及び牽制機能の強化を図るべく、信用組合の系統中央金融機関である全国信用協同組合連合会（全信組連）より、常務理事（コンプライアンス統括部担当）を招聘し、また、非常勤理事についても、新たに有識者 2 名（公認会計士、社会保険労務士・中小企業診断士）を招聘して非常勤理事を 4 名体制に増員（常勤理事は 5 名体制に削減）いたしました。今後の役員改選にあたりましても、専門的な知

見を有する外部人材の招聘を積極的に検討してまいります。

(3) 執行部による合議体制の徹底

当信用組合は、これまでの経営トップによるトップダウン体制が再び構築されることを防止するため、業務運営に係る重要事案は、執行部、常勤監事、執行役員、本部部長が出席する常務会で報告・審議のうえ、理事会に上程することを厳守いたします。常務会では、執行役員や本部部長にも自由闊達に意見してもらう等、より深度のある議論を行ったうえで結論を出し、その結果を理事会に上程することを徹底いたします。

(4) 適切な理事会運営体制の構築（理事会への報告事項、議決事項等の見直し、報告・説明内容の充実）

理事会運営においては、最終的な承認を求めるだけではなく、専門的な知見を有する非常勤理事から当信用組合の取組施策に対するご意見をいただき、深度ある議論・協議を行うことで、当信用組合の経営に多面的な視点を反映させ、ガバナンスが適切に機能する透明性の高い経営に努めてまいります。

また、理事会における報告事項及び説明内容の充実、監査部監査の実施状況（監査結果、改善指導事項、改善の進捗状況等）の報告に基づく深度ある議論・協議も行っておりまいります。

(5) 経営陣・幹部職員による定例会議「朝会」の目的、運営ルールの明確化

経営陣及び幹部職員の情報交換の場として「朝会」を開催しておりますが、これまでは重要事項の議論・意思決定等も行われることがあり、組織運営における朝会の位置付けや、意思決定機関である常務会及び理事会との関係が不明確となっております。

本来の朝会については、常勤役員と幹部職員間での情報共有、コミュニケーション構築を行う日常的なミーティングの場としては有用であり、今後も継続して実施いたしますが、重要事項の議論及び意思決定については、規程に則り、常務会、理事会にて行うことを徹底いたします。

(6) 監事による経営監視機能の強化

① 常勤監事と非常勤監事との連携強化

一連の不祥事件については、当時の常勤監事も関与していたことから、常勤監事の独立性確保が十分ではありませんでした。こうした反省を踏まえ、常勤監事の独立性の確保を徹底してまいります。

また、常勤監事と非常勤監事とのコミュニケーションを活発化させて常勤監事と非常勤監事との情報共有を徹底するとともに、共有する情報の内容も充実させることで、理事の職務執行に対する監視機能・牽制態勢の強化を図っております。

② 常勤監事と内部監査部門（監査部）との連携体制の構築

当信用組合では、これまで監査部と常勤監事との間で監査部監査の結果や

監査を通じて把握した各部店の情報を共有・報告することを義務付けておりませんでした。今後は、月1回以上、常勤監事と監査部においてミーティングを開催し、監査で把握した情報や問題等を速やかに共有するとともに、常勤監事を通じて非常勤監事とも適時共有してまいります。

③ 常勤監事による監事監査の計画的な実施及び監査内容の充実

常勤監事による監査を計画的に行い、理事による職務執行状況の適切性を監査し、執行部に対する報告と改善要請を行うことを徹底いたします。また万が一、問題が発生した部店には随時監査を行ってまいります。

なお、監査にあたっては、人間関係を含めた職場環境、所属長等のマネジメント力（部下の評価等）も確認する等、内容の充実を図ることで各部店が内包する潜在的なリスクや課題の発見・実態把握に努め、執行部への改善指導に繋げてまいります。

④ 常勤監事の職務執行状況の検証及び牽制機能強化

常勤監事の機能を向上させるため、常勤監事の職務執行状況については、監事会に報告することを徹底し、非常勤監事による牽制強化を図ってまいります。

また、全信組連の全国信用組合監査機構が行う監査において、常勤監事の職務執行状況と執行部に対する牽制機能が適切に発揮されているかについて確認を受け、適宜指導を受けるとともに、「経営監視委員会」（仮称・後述（8））にも取組状況を報告することで、外部の目による評価・検証及び牽制態勢を確保し、監事による経営監視機能の向上に役立ててまいります。

（7）コンプライアンス委員会のあり方の見直し

当信用組合では、コンプライアンス態勢の把握・評価、コンプライアンス関係事案の防止策対処策等の検討・評価等について協議を行うことを目的に、コンプライアンス委員会を設置しておりました。しかし、実態として形式的な開催に留まっていたことから、運営方法の見直しを行ってまいります。

具体的には、新設するコンプライアンス統括部（後述3.（2））において、研修の実施状況・成果の報告を行う等、全組合的なコンプライアンスへの取組の進捗状況を管理・報告することで、同委員会の有効性の確保を図ってまいります。

（8）有識者による経営状況（本業務改善計画の履行状況を含む）の検証・評価及び積極的な情報開示の実施

経営陣の業務執行体制の監視を強化するとともに、リスク情報等が必要な手続きを経て理事会に上程・報告が行われ、その内容が当信用組合の業務執行に活かされているか等、多面的な視点から組合経営の検証評価を行うため、当信用組合と利害関係のない第三者の有識者を委員とする「経営監視委員会」（仮称）を設置いたします。

同委員会については、令和7年9月を目途に設置、開催頻度を当面年4回（四

半期毎)とし、委員の構成については、金融法務や不祥事件に精通した弁護士や公認会計士、地域の有識者等から5名を選定する予定です。

また、今後の本業務改善計画の履行状況及び「経営監視委員会」(仮称)の開催状況(議論概要を含む)については、当信用組合のホームページに掲載し、不祥事案の再発防止にかかる取り組みの進捗状況を組合員並びにお客様、地域の皆様に発信することにより、当信用組合の経営状況の透明化に努めてまいります。

(9) 総代からご意見を伺う機会の拡大

今後、当信用組合の経営に総代のご意見や知見をより反映していくよう企業経営等に知見のある総代(5名)で構成する「経営懇話会」(仮称)を設置いたします。同会議は、原則年2回開催し、今後の当信用組合の経営についてご意見を伺うほか、当信用組合の経営の現状等について報告してまいります。

(10) 会計監査人による会計監査への適切な対応

第三者委員会の調査報告書では、「会計監査人から依頼された資料の内容や日々のコミュニケーション結果を基に、監査対象が適切に設定されているかどうかを批判的に検討し、時には会計監査人に提案をしたり議論したりすることによって、双方に緊張感のある関係を構築する」よう提言をいただいております。今後は、会計監査人への提出資料の記録保存を確実に行之、議論の内容については、常勤監事を含む経営陣等が適宜確認・検証し、必要に応じて会計監査人と深度ある議論を行っていく体制を構築してまいります。

3. 全組合的な法令等遵守態勢の確立(コンプライアンス意識が欠如した企業風土の改善を含む役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底)

(1) 理事長による経営改革の断行、不祥事件等の根絶に向けた強いメッセージの定期的発信

理事長より、経営改革、不祥事件の再発防止、ハラスメントの根絶に向けた決意等のメッセージを令和7年6月28日に実施した役職員大会において発信いたしました。今後も社内ミーティング等、適切なタイミングでメッセージを発信することで、コンプライアンスにかかる意識づけを行うとともに、企業風土の変革を経営トップとして牽引してまいります。

(2) コンプライアンス推進態勢の強化

従来、監査部に内包されていたコンプライアンス推進機能の強化を図るため、コンプライアンス統括部を令和7年6月に新設いたしました。同部は、常務理事(全信組連より招聘)の所管とし、組織内でのコンプライアンス推進を牽引してまいります。

(3) コンプライアンスプログラムの見直し

当信用組合のコンプライアンスプログラムについては今後、規程要領に準拠した事務遂行等、金融機関として求められる基本的な事項を含め、全組合的にコンプライアンスの取り組みを推進できるよう、後述のコンプライアンスマインドの醸成、教育プログラムの設定等を行ってまいります。

(4) 全役職員のコンプライアンスマインドの醸成（再教育）

コンプライアンスマインド向上に向けたこれまでの取り組みでは十分でなかったと認識しており、今後は、不正の兆候に対するリスク感度を高める等、コンプライアンスに対して全組合的に取り組むため、令和7年6月に新設したコンプライアンス統括部において、以下の取り組みを実施してまいります。

- ① 役職員の階層別のコンプライアンス教育プログラムの設定
- ② 各部店単位でのコンプライアンス勉強会の実施
- ③ 一般社団法人全国信用組合中央協会（全信中協）主催の研修受講
- ④ 役職員のコンプライアンスマインドのモニタリング（理解度チェックの実施）
- ⑤ 役職員のコンプライアンスマインドの醸成状況の人事考課（処遇）への反映

(5) 不祥事件等に対する公正・厳正な処分の徹底と職員への周知

今回の一連の不祥事件においては、監査部や常勤監事による調査が行われない等、内部での調査態勢が十分に機能していませんでした。こうした反省を踏まえ、不祥事件が発生した場合、事案の内容に応じて、監査部、コンプライアンス統括部、常勤監事による内部調査を適時適切に行うとともに、事故者に対しては、顧問弁護士に相談のうえ、刑事告訴及び就業規則に基づく処分を厳正に行うことを徹底してまいります。

また、ハラスメント事案が発生した場合、被害者の保護等を適切に行ったうえで、内部調査を行い、顧問弁護士に相談のうえ、就業規則に基づく処分を厳正に行ってまいります。万が一、役員によるハラスメント行為が発生した場合は、監事による適正な調査を実施するとともに、調査結果については理事会に報告し、理事会において当該役員を厳正に処分することを徹底いたします。

(6) 役職員が不祥事等について安心かつ躊躇なく相談・通報できる相談窓口の構築

当信用組合の内部通報・相談窓口については、コンプライアンス統括部担

当役員（全信組連出身の常務理事）を新たに任命したほか、全信中協が設置している信用組合役職員向けの公益通報等相談窓口の利用も周知し、役職員がより安心かつ躊躇なく相談・通報できる体制を構築いたしました。

（７）企業風土の再構築

旧経営陣における異常な上意下達文化の根絶、役職員の心理的安全性確保、風通しの良い職場環境の構築のために、下記事項について検討・実施してまいります。こうした取り組みにより、役職員が安心してお客様本位の業務運営を行えるよう努めることで、地域金融機関として求められる金融仲介機能を十分に果たしてまいります。

- ① 理事長と職員（階層別又は部店別）による座談会（双方向の意見交換会）の定期開催
- ② 所属長による所属職員への 1on1 ミーティングの定期実施
- ③ 外部業者を活用した法令等遵守に係る無記名アンケートの実施
- ④ 経営陣との匿名式チャットミーティングの継続開催（職場への不満やその改善策の提案等を直接聞く）
- ⑤ 部下に対する業績達成等に向けた不適切な圧力・プレッシャー等の禁止徹底

（８）特定の役職員による人事権掌握の防止

人事施策について、上意下達の風土やパワーハラスメントを防止するため、職員の処遇・異動先決定にあたり、特定の役職員の恣意性が入らないよう、全常勤理事による合議を経て決定することを徹底し、職員の処遇決定等に対する組織内での検証・牽制体制の構築を図ってまいります。

（９）若手・中堅職員による「いわしん再生・改革プロジェクト」の創設

当信用組合の企業風土改革を進めるには、若手・中堅職員からの意見・提案を真摯に受け止め、これを実行していくことも非常に重要であると認識しております。こうした認識のもと、若手・中堅職員を構成員とする「いわしん再生・改革プロジェクト」を創設いたします。同プロジェクトでは、組織風土の改革に留まらず、業務面での改善等、多岐にわたって理事長に意見・提案してもらい、理事長は、これを真摯に受け止め、施策に適切に反映してまいります。

（10）職員の職場離脱及び長期在籍職員の人事ローテーションの実施

不祥事件の隠蔽や発覚逃れの対策として、職員の職場離脱及びその間における業務取扱状況の検証を徹底し、新たな事案の発生防止に努めてまいります。

す。また、長期在籍の職員（期間５年以上）については、優先して人事異動を実施してまいります。

4. 内部管理態勢の確立（融資管理態勢の確立、厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立）

当信用組合は、内部管理態勢の不備が不祥事件に繋がったとの認識のもと、融資管理態勢の確立や厳正な事務処理の徹底、相互牽制態勢の確立を図ること
で不祥事件の再発防止に努めてまいります。また、取り組みの進捗状況については、経営監視委員会（仮称）及び全国信用組合監査機構監査において、取り組みの妥当性や十分性の確認を受け、必要な指導助言を受けることにより、検証態勢を強化してまいります。

（１）内部規程に則った融資審査、事務取扱の徹底

① 融資審査、決裁手続きの適正な実施

当信用組合では、これまでの経営トップによる上意下達を排したところ
であります。今後の融資案件の取扱いにあたっては、融資審査ルールを
遵守し厳正な審査を行ってまいります。また、大口融資案件（融資申込額
１億円以上）については、常務会の審議決定を経て、理事会に上程、理事
会では、専門知見のある非常勤理事、企業経営者である非常勤理事を交え
た審議を厳正に行い、その可否を決定してまいります。

② 大口化の抑制

今回発覚した特定の大口融資先に対する迂回融資等については、同先へ
の融資額が当信用組合の業容に比して多額となるなか、同先の破綻による
当信用組合への影響を回避するために追加融資せざるを得ない状況に陥
ったことが背景にあると認識しております。現在、大口融資案件の審査に
あたっては、常務会および理事会での十分な議論を経てその可否を決定し
ており、今後、こうした当信用組合の業容等に比して過大な大口融資を行
うことがないよう適正な手続きと厳正な審査を行うことを徹底してまい
ります。

③ 事務管理部による営業店事務指導の実施

融資事務の処理が適正に行われるよう事務管理部による営業店指導を強
化し、事務の堅確化を図ってまいります。

（２）無断借名融資の再発防止等

今回発覚した無断借名融資については、今後の再発防止に向け以下の対応
を実施してまいります。

① 債権書類の現物精査、融資事務取扱状況のチェックの徹底（本部による集中管理、システム導入）

当信用組合では、令和6年11月に債権書類管理システムを導入し、全ての融資案件に係る債権書類一式（借入申込書、決算書、印鑑証明書等）を融資部にて一括管理する体制に変更いたしました。融資部が、営業店から提出される債権書類を電子化登録する際に、稟議書と書類との整合性の検証、債権書類の精査を一括して実施することにより、今後の不正融資事案（必要書類が不足した状態での融資実行等）の再発防止に期する体制を構築したところであります。

② 融資実行後の債務者への実行案内の郵送化

当信用組合では、これまで融資実行に伴う債務者への実行案内（返済予定表等の交付）を営業店の判断によって職員が債務者に直接手渡す方法が容認されておりました。このため今後は、外部業者に委託のうえ、外部委託先から債務者に一律郵送する扱いに変更することにより、債務者に融資を借り入れた事実を確実にお知らせいたします。

（3）自己査定基準の見直し（小口債権の定義見直し）

自己査定の対象先にかかる抽出基準について、これまで総与信額に基づく査定対象は、総与信額50百万円以上（総与信額50百万円未満は簡易査定を実施）となっておりましたが、第三者委員会の調査報告書において、同基準は当信用組合の業容・収益水準を鑑みると合理性を欠いているとの指摘を踏まえ、自己査定の対象を25百万円以上に変更（令和7年3月末自己査定より実施済）いたしました。

（4）印章・オペレーションカード管理及び金庫室入退室記録の徹底

第三者委員会の調査報告書においては、横領事件の発生原因として、印章やオペレーションカード等、重要備品や書類の管理が杜撰であったことが指摘されております。

このため、稟議等の決裁にあたり必要となる部店長印や検印の保管について管理の厳格化を図るほか、通常と異なる取引を行う際に担当者及び検証者が使用するカードの管理方法及び使用権限を見直し、同一人物が操作・承認することを防止いたします。

金庫室への入室についても、職員が単独で入室可能な体制であったことが不祥事件発生の要因となっていたことから、金庫鍵、カード管理の厳格化（鍵管理機のアクセス権限の見直し等）を行うとともに現金管理を徹底してまいります。

（5）事務ミス、内部規程に反する事務取扱、顧客からの苦情・相談の発生状況の把握と再発防止への対応徹底

金融機関の業務においては、軽微な事務ミスであっても、不祥事の発端となりうることを職員に改めて理解させ、事務ミスが発生した際には速やかに

事務管理部に報告することを徹底いたします。また、事務管理部は、事務ミス等の原因分析を行ったうえで再発防止策を立案し、各部店への周知徹底を行ってまいります。

(6) 各部店の自主検査及び現金精査の見直し

各部店における自主検査（現金精査を含む、毎月1回実施）については、実施日及び検査実施者を変則的に設定し、実施日及び検査実施者を当該部店内の職員に実施直前まで認知されないよう対応いたします。また、ATM等現金取り扱い機器の現金精査についても対応を徹底してまいります。

5. 内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保

当信用組合の内部監査部署である監査部は、「監査規程」及び「内部監査実施要領」に基づき実施する監査（内部監査）を通じて、各部店における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の適切性・有効性を検証評価し、改善事項の提言・勧告を実施してまいりました。しかし、第三者委員会の調査報告書での指摘及び提言を受け、これまでの内部監査態勢においては、不祥事件の再発防止への有効性は十分ではなかったと認識しております。今後の監査部監査については、常勤監事及び監事会との監査結果等の情報共有及び連携を強化し、不祥事件の再発防止だけではなく、企業風土の改善に向けた各部店での進捗状況及び実態把握も行っていくため、以下の対応を実施してまいります。

(1) 監査部監査の実施時期・実施頻度の見直し

各部店に対する監査部監査は、これまで過去の監査実施時期と同時期に実施してきており、当該部店の職員が監査実施時期を安易に予測することができ的状态となっておりました。今後の監査部監査の実施時期は、抜き打ち的に実施するよう変則的に設定し、実施頻度も各部店の所管業務等に応じて内在する各種リスクや、前回監査結果、事務不備等の発生状況を評価検証のうえ決定してまいります。

(2) 監査部監査の監査内容及び監査方法の見直し

今後の監査部監査では、第三者委員会の調査報告書で指摘された印章、オペレーションカードの保管・管理の適切性の検証を徹底する等、不祥事件や事務不備の再発防止を念頭に置いて、監査手法・機能の見直し、充実・強化を図ってまいります。また、企業風土の改革状況を確認するため、監査対象部店の職場環境（人間関係を含む）や所属長等のマネジメント力（部下の評価等）も検証してまいります。

(3) 内部監査態勢の改善・強化の検証

本項目の内部監査態勢の改善・強化が適切に行われているかを定期的に自己評価し、理事会に報告し確認を受けるとともに、全信組連、経営監視委員会（仮称）の評価を受けてまいります。

II 承諾を得ずに開設された口座の名義人等に対する丁寧な説明の実施

(1) 承諾を得ずに開設された口座（無断借名融資）の名義人又はそのご家族への説明と謝罪

この度、本人の承諾を得ずに開設された口座の名義人又はそのご家族の方々には、理事長以下役職員が個別に訪問して一連の経緯をご説明し謝罪させていただきます。無断借名融資により、多大なるご心配とご迷惑をおかけした皆様には真摯に対応してまいります。

(2) 全てのお取引先への説明及び謝罪

令和7年6月12日付で当信用組合ホームページに、無断借名融資についてのお詫びを掲載させていただきましたが、全てのお取引先には改めて書面にてお詫びさせていただきます。今後も、お取引先への説明責任を適切に果たしてまいります。

III 一連の不祥事件の更なる事実関係の精査及び真相究明の徹底

(1) 第三者委員会の調査結果に対する認識

第三者委員会の調査報告書において指摘されたとおり、一連の不祥事件については、その全容の解明には至っていないと認識しております。令和7年6月13日に発足した新経営体制においては、一連の不祥事件の更なる事実関係の精査及び真相究明は喫緊の課題であると認識しております。

(2) 外部機関による継続調査の実施

今後、当信用組合から独立した外部専門家（弁護士、公認会計士）による客観性・中立性を担保した継続調査を実施し、全容解明に向けて全力で取り組んでまいります。

IV 公的資金の活用に係る特定震災特例経営強化計画の見直し

当信用組合は、本業務改善計画の内容に基づき特定震災特例経営強化計画の見直しを行い、東北財務局に提出いたしました。

一連の不祥事件の反省を踏まえ、新経営陣においては、企業風土の改善を含む役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を図ることで信頼回復に努めるとともに

に、中小規模事業者並びに個人の皆様への質の高い金融サービスの提供を通じて、引続き地域経済の発展に積極的に貢献してまいります。

今後こうした取組みにより每期安定した収益を確保するとともに、今般の不祥事件の更なる真相究明を進め、損失額を精査した上で、公的資金の早期返済に向けて、返済財源を着実に積み上げてまいります。なお、特定震災特例経営強化計画においては、本業務改善計画に基づき以下の項目について見直しを行っております。

- ・ 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況に係る常務会、理事会、監事会の検証によるガバナンス及び牽制機能の強化
- ・ 不正融資事案の発生防止に係る融資案件の審査、管理の態勢強化
- ・ 不祥事件の再発防止を図るためのコンプライアンス態勢の確立
- ・ 理事定数削減や外部人材招聘等の経営体制の見直し
- ・ 不正融資事案の発生防止に係る監査態勢の見直し

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

電話番号：0246-92-4111

担 当：野村、瀬谷

受付時間：平日午前9時～午後5時